

証券コード 2670
平成 28 年 5 月 11 日

株 主 各 位

東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号
(本社事務所)
東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
株式会社 エービーシー・マート
代表取締役社長 野 口 実

第 31 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

法令及び当社定款第 15 条に基づき、第 31 回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<http://www.abc-mart.co.jp/ir/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

事業報告の以下の事項

- | | |
|--|---|
| ◆ 会計監査人の状況 | 1 |
| ◆ 内部統制システム（業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況） | 2 |

計算書類の以下の事項

- | | |
|----------------------|----|
| ◆ 連結計算書類の連結注記表 | 8 |
| ◆ 計算書類の個別注記表 | 15 |

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社であるABC-MART KOREA, INC. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社取締役会は、平成27年5月27日付で、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について次のように定めております。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレートガバナンス

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正・透明性を確保します。

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。

② コンプライアンス

当社は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、「ABCマートグループ行動規範」を指針として、これをコンプライアンス体制の基盤とします。

法令、定款はもとより、社員の行動規範及び諸社内規程に則り行動しなければならないものとして、それらに違反あるいは社会通念に反する行為等が行われないよう、内部監査を適宜実施することとします。店舗においては、内部監査チームが現地に赴き、店舗運営が適切に行われているか監査・指導を行い、違反行為等が行われた場合は是正のための措置を講じます。また、再犯防止策として、ブロック会議や全店長会議で監査内容を報告することで、情報の共有化を図り、店舗運営の適正化に努めるものとします。

取締役は、これらのコンプライアンス等への取り組み状況を3ヶ月に1回以上、取締役会又は経営会議で報告することとします。

また、当社は、「内部通報制度」を制定し、法令違反や社内規程違反、社内のハラスメント行為や人間関係等の職場の問題に対する、相談・通報窓口を設け、問題の解決にあたることとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の法定文書のほか、取締役の職務執行に係る情報が記載された重要な文書（電磁的記録を含む。）を、文書管理規程並びにその他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理します。

上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、商品市況、品質管理、与信審査、為替相場、金利及び株価、災害等に係る個別リスクについては、それぞれの担当部署を定め、諸規程並びに細則に基づき、研修の実施やマニュアルの作成・配布等必要な措置を講じて、リスク管理に努めるものとします。

リスク発生時には、リスク管理総括責任者を置き、代表取締役社長がその任にあたることとします。また必要な場合、リスク管理委員会を設置することとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を四半期に1度以上、また必要に応じて臨時で開催し、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行います。また、取締役を含めた幹部による経営会議を毎週開催し、重要な事項についての審議を行い、代表取締役及び取締役会の迅速な意思決定をサポートするものとします。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」に基づき、関係資料等の提出を求めます。

当社は、その経営成績・財務状態その他の重要な情報について報告を受けることを目的として、四半期に一回、子会社からの決算財務報告の提出を求めます。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の取締役会又は経営会議において報告される、子会社の重要リスクを分析・評価することによって、改善策を審議し決定します。

当社は、子会社に、業務分掌及び職務権限に基づいて業務執行を行う体制の構築、並びに責任を持ったリスク管理の実施を求め、担当役員は、定期的に子会社の重要リスクについて親会社に報告する旨を、「関係会社管理規程」に定めることとします。

子会社に重大なリスクが発生した場合は、担当役員を派遣し対応にあたらせ、必要に応じてリスク管理委員会を設置するものとします。

③ 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、効率的な事業運営を行うため、子会社からの月次決算の報告時において、子会社の取締役又は担当者に対し、経営環境等の変化や事業運営の状況について、当社担当役員がヒヤリングを実施し、必要に応じてアドバイスをを行い、対応策を検討します。

子会社は、当社グループの事業計画に参画するため、半期ごとに予算を策定し、当社の取締役会に諮ります。

当社と子会社間の情報の伝達や業務において、ITを有効かつ適切に利用します。

④ 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の法令等の遵守に関する意識向上と問題発生の未然防止を目的とし、重要な子会社については、一年に一度、内部統制に関する報告書の提出を義務付けます。

また当社は、子会社の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを確認するため、当社から担当者を派遣し監査するとともに、必要に応じて改善の提言を行います。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項、当該取締役又は社員の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役又は社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。また、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

取締役及び社員は、監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由があるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。また、監査等委員会へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取扱いを受けることを防止します。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担することとします。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に行い、緊密な連携を図ります。

監査等委員会は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に行い、会合を開催します。

監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

(注) ここで使用している「社員」とは、会社法上の「使用人」のことです。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、平成27年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、並びに、内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

- ① 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況
 - ・当社は、取締役会を全11回開催し、基本規程及び組織規程の改定や、資産効率化を目的とした保有不動産の売却、設備投資等について審議を行いました。
 - ・週1で開催される経営会議において、新店及び改装店の売上状況やブランド別の販売動向について報告され、今後の見通し等について議論を行いました。
- ② リスクマネジメント体制に関する運用状況
 - ・情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた社内規程の整備を行いました。
- ③ コンプライアンスに対する取組みの状況
 - ・法令違反、不正行為等の未然防止を目的として、社内ネットワークや店舗内におけるポスター掲示等を通じて、従業員へ周知しています。
 - ・コンプライアンス経営の浸透度を確認するとともに、良き職場風土の更なる醸成を図るため、全店対象で従業員の意識調査を実施しました。
- ④ 監査等委員会に関する運用状況
 - ・監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役からの業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。
- ⑤ 内部監査に関する運用状況
 - ・内部監査チームは、年間の監査計画に基づき、78店舗の内部監査を実施しました。その監査結果を、担当取締役及び監査等委員会に報告しています。

連 結 注 記 表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	ABC-MART KOREA, INC. ABC-MART TAIWAN, INC. LaCrosse Footwear, Inc.

なお、当連結会計年度において、海外の連結子会社を1社清算しております。

②非連結子会社の状況

非連結子会社の数	3社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、売上高、当期純損益（持分に持分に見合う額）、総資産、及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数	3社
持分法を適用していない理由	持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ABC-MART KOREA, INC.、ABC-MART TAIWAN, INC.、LaCrosse Footwear, Inc. 及びその子会社5社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 商品は主として総平均法による原価法

製品は主として先入先出法による原価法

仕掛品 主として先入先出法による原価法

原材料及び貯蔵品 当社及び国内連結子会社は主として個別法による原価法

在外連結子会社は先入先出法による原価法

④固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内

連結子会社

定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

器具備品 5～10年

在外連結子会社

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑤重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率に基づき、計上しております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担分を計上しております。

⑥重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 為替の変動により、将来のキャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建仕入債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の損失可能性を減殺する目的で行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、合理的な判断のもと個別に償却期間を見積もり、当該期間に每期均等額償却しております。

⑨消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表の注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,722百万円
 (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金、建物及び構築物、及び土地	843百万円	支払手形及び買掛金	376百万円
現金及び預金	124百万円	固定負債その他	30百万円
		支払手形及び買掛金	99百万円
		銀行支払保証	222百万円

LaCrosse Footwear, Inc. の総資産13,430百万円はコミットメントライン契約の担保に供しております。

4. 連結株主資本等変動計算書の注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	75,294,429株	7,237,987株	—	82,532,416株

(注) 発行済株式の増加株式数は、新株予約権の行使による増加であります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当

イ. 平成27年5月27日開催の第30回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 4,517百万円
- ・1株当たり配当金額 60円00銭
- ・基準日 平成27年2月28日
- ・効力発生日 平成27年5月28日

ロ. 平成27年10月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 4,851百万円
- ・1株当たり配当金額 60円00銭
- ・基準日 平成27年8月31日
- ・効力発生日 平成27年11月16日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

平成28年5月26日開催予定の第31回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 4,951百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 60円00銭
- ・基準日 平成28年2月29日
- ・効力発生日 平成28年5月27日（予定）

5. 金融商品の注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金を主体として資金運用を行っており、また、金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを軽減することを目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引であり、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、主に商業施設のテナント売上、クレジットカード売上に係るものであり、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引金融機関の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、時価のないものであり、これについては、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。

長期貸付金は、取引先への貸付及び店舗の賃貸借契約に伴うものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備関係支払手形、また未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は、主に商品の輸入決済に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しており、金利の変動リスクはありません。

社債は、中期的な設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 会計処理基準に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金のうちクレジットカード売上に係るものについては、相手先が金融機関系列の取引先であり、信用リスクは僅少であると考えております。テナント売上に係るものについては、敷金保証金と同様に、店舗開発部が取引先をモニタリングして、財務状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

長期貸付金のうち、取引先への貸付については、四半期毎に貸付先の財務状況等をモニタリングして、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券及び関係会社株式については、四半期毎に時価や発行体の財務状態等を把握しております。

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は、経理部輸入チームが行っております。なお、取引残高・損益状況については取締役会に定期的に報告することとしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適宜に資金繰り計画を作成・更新し、収支の状況に応じた手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	100,748	100,748	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	8,147 △24		
	8,122	8,122	—
(3) 投資有価証券	531	531	—
(4) 長期貸付金(1年以内に 回収予定のものを含む)	2,406	2,456	49
(5) 敷金保証金	19,039	18,367	△672
(6) 支払手形及び買掛金	10,675	10,675	—
(7) 設備関係支払手形	892	892	—
(8) 短期借入金	3,191	3,191	—
(9) 未払法人税等	7,778	7,778	—
(10) 長期借入金(1年以内に 返済予定のものを含む)	500	500	0

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金保証金

敷金保証金の時価は、一定期間にわたり回収が予定されているものについて、満期までの期間について期末日直近の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 設備関係支払手形、(8) 短期借入金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(1) 投資有価証券のうち非上場株式等（連結貸借対照表計上額20百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

(2) 関係会社株式については、非上場株式等（連結貸借対照表計上額102百万円）のため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(3) 敷金保証金のうち償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（連結貸借対照表計上額2,769百万円）については、「敷金保証金」には含めておりません。

6. 1株当たり情報の注記

(1) 1株当たり純資産額	2,461円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	331円17銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益	26,130百万円
普通株式に係る当期純利益	26,130百万円
普通株式の期中平均株式数	78,905,989株

7. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び 移動平均法による原価法
 - 関連会社株式
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 商 品 総平均法による原価法
 - 貯 蔵 品 個別法による原価法
 - (4) 固定資産の減価償却の方法
 - 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 7～50年
 - 器具備品 5～10年
 - 無 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)
定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リ ー ス 資 産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率に基づき、計上しております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担分を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 為替の変動により、将来のキャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建仕入債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の損失可能性を減殺する目的で行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表の注記

(1) 関係会社に対する

短期金銭債権 918百万円

短期金銭債務 219百万円

長期金銭債権 770百万円

長期金銭債務 424百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,410百万円

4. 損益計算書の注記

関係会社との取引高

売上高 1,008百万円

仕入高 1,109百万円

営業費用 3,103百万円

営業取引以外の取引高 540百万円

5. 株主資本等変動計算書の注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	208株	185株	—	393株

(注) 自己株式の増加株式数は単元未満株式の買取による増加であります。

6. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	498百万円
商品評価損	555百万円
賞与引当金	261百万円
一括償却資産	45百万円
減損損失	95百万円
資産除去債務	512百万円
その他	138百万円

繰延税金資産合計 2,107百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産純額	<u>2,105百万円</u>

7. 関連当事者との取引の注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	三木 正浩	被所有 直接 25.90%	—	建物等の賃借 (注) 1 (1)	191	前払費用	17
						敷金保証金	147
主要株主	三木 美智子	被所有 直接 11.49%	—	建物等の賃借 (注) 1 (1)	165	前払費用	14
						敷金保証金	97
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	合同会社 イーエム・ プランニング	被所有 直接 24.99%	—	建物等の賃借 (注) 1 (1)	1,098	前払費用	117
						未払費用	0
				不動産の譲渡 (注) 1 (2) 売却代金 売却益 売却損	9,717 1,361 690	—	—
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社の子会社	株式会社 浜西ビル	—	—	建物等の賃借 (注) 1 (1)	199	前払費用	17
						未払費用	0
						敷金保証金	160

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 建物等の賃借条件については、近隣の取引実勢に基づいて賃借契約により保証金額及び月割賃料を決定しております。なお、建物等の賃借に関する取引の一部については、形式的・名目的に信託銀行を経由して行われております。
 - (2) 不動産の譲渡価格については、不動産鑑定士の鑑定評価等に基づいて決定しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ABC-MART KOREA, INC.	所有 直接100%	不動産の 貸付先	建物等の賃借 (注) 1	401	預り保証金	412

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

建物等の賃借条件については、近隣の取引実勢に基づいて賃借契約により保証金額及び月割賃料を決定しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

8. 1株当たり情報の注記

(1) 1株当たり純資産額 2,160円36銭

(2) 1株当たり当期純利益 292円01銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益 23,041百万円

普通株式に係る当期純利益 23,041百万円

普通株式の期中平均株式数 78,905,989株

9. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。